

平成27年度 村政執行方針

平成27年第1回議会定例会が3月10日から18日の日程で開催され、議会初日、東出村長、蜂屋教育長が、新年度の村政・教育行政の執行方針を述べました。

今月号では、その内容と新年度予算の概要についてお知らせします。



村政執行方針を述べる東出村長

平成二十七年 第一回 新篠津村議会定例会の開会にあたり、私の村政に対する所信を申し上げ、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成十七年、村長に就任して以来、「コミュニティ活動を中心に連帯と協調、そして共生のまちづくり」をめぐり、議員各位をはじめ、多くの村民の皆様方と真剣な議論を重ねながら、新篠津村の未来を支える子供たちが、夢と希望のもてる村づくりを進めるため、本村の振興発展に努力を傾注し、村政の執行にあたってまいりました。

この間、多くの行政課題に取り組み、極めて厳しい財政事情にあつて、最少の経費で最大の効果を得て、住民の福祉増進に向けて遂行することができました。

このことは、議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力によるものであり、心から感謝とお礼を申し上げます。るところであります。

我が国の経済情勢は「アベノミクス」と呼ばれる経済財政政策により、日本経済の再生に取り組みながら財政の健全化を図っていくとして、全国的に景気回復への期待感の高まりを見せていましたが、昨年七月から九月期のGDP速報値が、連続のマイナスとなり、十月に予定されていた消費税率の10%への引き上げが、平成二十九年四月に延期されたところでありました。

また、国が、昨年六月に定めた「経済財政運営と改革の基本方針二〇一四」では、日本の未来像に関わる制度・システムの改革として、「人口急減・超高齢化」の克服が設けられ、望ましい未来像に向けた政策推進等に本格的に取り組む姿勢を明らかにしたところであり、十一月には、人口減少の克服や地域経済活性化の基本理念を示した「まち・ひと・しごと創生法」と改正地域再生法が成立し、各地方自治体において人口減少対策の取組方針となる地方版総合戦略策定の努力義務が課されるなど、地方創生に向けての取組が加速されております。

さらに、財政状況は、急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、大幅に悪化し、公的債務残高は、GDPの二倍程度まで累積しており、極めて厳しい状況にあります。

加えて、農協改革などの規制改革、

社会保障と税の一体改革、エネルギー政策、TPP協定や外交問題など、重要な課題が山積し、将来に向け、大きな変革期を迎えております。

このような国の動向を注視しながら、本村においても適宜・適切に対応してまいります。

次に、平成二十七年の村政執行の基本方針について申し上げます。

まず、一つ目は、人口減少化対策の推進であります。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」によりますと日本の総人口は、二〇〇八年の約一億二千八百八万人をピークに減少を続けており、二〇六〇年には約八千七百万人まで減少すると見通されております。また、その頃の高齢化率は、約40%と上になることが見込まれております。

こうした、少子高齢化を伴う本格的な人口減少社会の到来により、地方の過疎化は加速的に進むと見込まれており、本村において人口減少対策は、最重要の政策課題となっております。

そこで、定住促進を図るため、子育て対策の拡充を進めてまいります。これまで、本村の独自対策として、医療費無料化等を取り組んでまいりましたが、新たに出産祝金や小中学校入学祝い金制度の創設、村外保育施設等への通所助成、低年齢保育施設の設計を進めてまいります。